

[事案 18-4] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 18 年 6 月 8 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 11 月 28 日 裁定申立取下

< 事案の概要 >

契約無効による既払込み保険料の全額返還の申立てであったが、会社から申立人の意向どおりに対応したい旨通知があり、申立人より「裁定申立て取下げ」の届出がされ、終了したもの。

< 申立人の主張 >

契約者等は契約時において、契約当日まで保険契約の内容を一切知らされず、契約申込書、告知書の記入を強要されて契約申込みをしたものであり、会社側の説明不足により、契約者等が契約内容を全く理解していない。保険会社の契約に至るまでの説明等の取扱いに問題があり、契約を取り消して既に払い込んである一時払保険料の全額を返還して欲しい。

< 裁定の概要 >

裁定申立書を会社へ送付したところ、会社より「申立人の意向を尊重し、契約を取り消し、既払いの一時払保険料を返還する」との連絡があったため、申立人より「裁定申立てを取下げ」旨の書面が提出され、終了した。